

安茂里地区住民自治協議会会則

制 定 平成19年3月3日

最新改正 平成29年1月6日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、安茂里地区住民自治協議会（以下「住自協」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、安茂里地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (2) 地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。
- (5) 防災、防火、防犯に関すること。
- (6) 交通安全に関すること。
- (7) 長野市立安茂里公民館の指定管理に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、安茂里地区に居住する住民、事業所及び地区内を活動範囲とする各種活動団体とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市大字安茂里 1777 番地 1(安茂里総合市民センター内)に置く。

第2章 組 織

(組 織)

第6条 本会に、評議委員全員で構成する総会と、代表者で構成する役員会を置く。

- 2 本会に、総務部会、健康福祉部会、環境部会、教育文化部会、健全育成部会及び安全部会を設置する。
- 3 評議委員、各部会の構成員、任務、運営等は、別に定める。

第3章 評議委員

(評議委員)

第7条 評議委員は、総会に出席し、議案を採決する。

- 2 評議委員は、安茂里地区住民自治協議会の役員を除き、次のとおりとする。ただし、第4号及び第5号に掲げる委員は、各部会から選出し、役員会の推薦に基づき、総会で承認を受けた

者とする。

- (1) 区長又は自治会長及び副区長又は副自治会長各1名
- (2) 各部会の長及び副会長及び部会から推薦された者
- (3) 各種団体の代表者若しくは代表者から委嘱を受けた者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募委員

(評議委員の任期)

第8条 評議委員の任期は1年とする。ただし、補欠の評議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議委員は再任することができる。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部会長 5名
- (4) 公民館運営委員長 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名

2 会長及び副会長は、総務部会の部会長及び副部会長を兼務する。

3 必要に応じて役員会の承認を得て、顧問、相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会及び役員会を招集する。
- (2) ア 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長に指名された者が、その職務を代理する。
イ 副会長は、各部会の運営及び活動に必要な助言を行うことができる。
- (3) 部会長は、担当部会の統括・運営に当たる。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する職員(事務局長を含む。)の指導監督を行う。
- (5) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。
- (6) 顧問、相談役は、会長の要請により役員会に出席し、諮問に応じ事業運営に参画する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、1年とする。ただし補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、4年以内において再任することができる。各部会の副部会長の仕事についても本会則に準ずるものとする。

第5章 会議

(会議の種類)

第12条 本会の会議は、総会、役員会及び部会をいう。

(総会)

第13条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回 定期総会を開催する他、会長が必要と認めた場合又は評議委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、評議委員の過半数の出席(委任状を含む。)。により成立する。

3 総会の議長は、会長とする。

4 総会の議事録は、議長及び予め議長が指名した者2名が署名するものとする。

5 総会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) 住自協会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

6 総会の議事は、出席者の過半数の可否により決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第14条 役員会は、本会の常設の執行機関であって、定例役員会の他、会長が必要と認めるとき及び過半数の役員から請求があった場合は、会長は速やかに会議を開催する。

2 役員会は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数の可否により決する。

3 役員会に出席できない場合は、その権限の行使を他の役員に委任することができる。この場合において、受任者の特定のないときは、会長に委任したものとみなす。

4 役員会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、総会に提出すること。
- (2) 事業報告及び決算を行い、総会に提出すること。
- (3) 本会の役員を選任し、総会に推薦すること。
- (4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合は、総会機能を代行すること。
- (5) その他総会決議を要しない事項を決議すること。

5 監事、顧問及び相談役は、必要に応じて役員会に出席し、意見を述べることができる。

(部 会)

第15条 各部会長は、運用規程の別表第1に定める事業を実施するため、随時部会を開催し、次の事項を討議決定する。

- (1) 部会の事業計画及び予算を策定し、役員会に提出すること。
- (2) 部会の事業報告及び決算を行い、役員会に提出すること。
- (3) 副部会長を若干名選出し、役員会に報告すること。
- (4) 運用規程の別表第2に定める評議委員を選任し、役員会に提出すること。
- (5) 役員会への依頼、提案事項及び役員会からの要望事項等に関すること。
- (6) その他部会の運営等に関する事項について

第6章 会 計

(経 費)

第16条 本会の経費は、交付金及び補助金、負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第18条 本会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第19条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第7章 事務局

(事務局)

第20条 本会の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

2 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 職員 若干名
- (3) 地域福祉ワーカー 若干名

第8章 その他

(雑 則)

第21条 本会は、政治活動、宗教活動及び営利活動に関与してはならない。

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、役員会で定める。

附 則

この会則は、平成19年3月3日から施行する。

附 則 (平成21年5月16日)

この会則は、平成21年5月16日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日総会)

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月19日総会)

この会則は、平成25年4月19日から施行する。

附 則 (平成25年10月3日役員会)

この会則は、平成25年10月3日から施行する。

附 則 (平成26年3月13日役員会)

この会則は、平成26年4月19日から施行する。

附 則 (平成29年1月6日役員会)

この会則は、平成29年1月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。